令和３年度岩手県新型コロナウイルス感染症対応資金貸付要綱

第１　目的

この制度は、県内の中小企業者（中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号。以下「信用保険法」という。）第２条第１項に規定する者をいう。以下同じ。）が、新型コロナウイルス感染症により事業活動に支障を来している場合に、事業を継続するために必要な資金を円滑に供給し、もって経営の安定に資することを目的とする。

第２　取扱金融機関

取扱金融機関は、別表に定めるとおりとする。

第３　貸付対象者

県内に事業所を有する中小企業者のうち、次のいずれかの認定を受けたものとする。

１　信用保険法第２条第５項第４号の規定による認定（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。ただし、信用保険法第３条の３の規定による特別小口保険に係る保証を除く。）

２　信用保険法第２条第５項第５号の規定による認定（ただし、信用保険法第３条の３の規定による特別小口保険に係る保証及び売上高等の減少を要因としないものを除く。）

３　信用保険法第２条第６項の規定による認定（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。ただし、信用保険法第３条の３の規定による特別小口保険に係る保証を除く。また、本制度を利用する場合は、危機関連保証制度要綱（平成 29 年 10 月 25 日付け 20171023 中庁第１号）を適用しないものとする。）

第４　取扱期間

令和２年５月１日から令和３年３月 31 日までに保証申込を受け付けたもので、かつ令和３年５月 31 日までに融資実行されたものとする。

第５　貸付の条件

１　資金の使途

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経営安定のために必要な事業資金とする。

２　貸付限度額

１企業につき 6,000 万円以内とする。

３　保証割合

(1) 第３の１及び３については、100%（全部保証）とする。

(2) 第３の２については、申込金融機関の選択した責任共有制度（責任共有制度要綱（平成 18・9・12 中庁第２号）に定める制度をいう。）の方式によるものとする。

４　貸付期間及び保証期間

10 年以内とする。ただし、５年以内の据置期間をおくことができる。

５　貸付利率

固定金利　年 1.4%以内

なお、貸付から３年の間に生じる利子については、別途定める方法により県から取扱金融機関に対し補助する。

６　信用保証

岩手県信用保証協会の信用保証を付する。この場合の保証料率は、貸付金額に対し 0.85%とする。ただし、次の(1)及び(2)を満たす場合に、保証料率を 0.2%上乗せすることにより経営

者保証を免除する（以下「経営者保証免除対応」という。）。
(1) 直近の決算書が資産超過であること。
(2) 法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等）について、社会通念上適切な範囲を超えていないこと。

7　信用保証料の補助

第３の１から３までの認定において認定書に記載された売上高等の減少率が 15％以上のもの及び第３の２の認定において申込人が個人事業主かつ小規模企業者（常時使用する従業員の数が 20人（商業又はサービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）を主たる事業とする事業者については５人）以下のもの。）であるものについては全額を国が補助し、それ以外のものについては２分の１を国が、残る２分の１を県が補助する。ただし、条件変更に伴い追加で生じる信用保証料については、国及び県の補助の対象外とする。

なお、県からの保証料の補助については、別途定める方法により県から第９の貸付の実施を受けた者に対し補助する。

8　保証人・担保
(1) 保証人は、原則として法人における代表者を除き不要とする。また、経営者保証免除対応を適用する場合は、法人代表者の連帯保証を不要とする。
(2) 担保は、無担保とする。ただし、既設定根抵当権を除く。

9　償還方法

元本均等償還（保証期間が１年以内の場合は一括償還を含む。）とする。

10　その他

この要綱に定めのない貸付条件及び保証条件については、取扱金融機関及び岩手県信用保証協会の所定の条件による。

第６　申込手続

貸付を受けようとする者は、取扱金融機関の所定の手続により申し込むものとする。

第７　添付資料

岩手県信用保証協会所定の申込資料のほか、信用保険法第２条第５項第４号、同条同項第５号又は同条第６項の規定による市町村長の認定書及び本制度における経営者保証免除対応を適用する場合は、経営者保証免除対応確認書を添付するものとする。

第８　貸付の決定

取扱金融機関は、貸付の申込みを受けたときは、これを審査し、貸付の可否を決定し、その結果を申込者に通知するものとする。

第９　貸付の実施

貸付の決定を受けた者は、取扱金融機関の所定の手続により貸付を受けるものとする。

第 10　報告及び書類の保管

取扱金融機関は、県単融資制度実績報告取扱要領に定めるところにより知事に融資実績を報告するものとする。

第 11　期中管理

　取扱金融機関は、据置期間が１年を超える場合、据置期間中モニタリングを行い、半年に一度、岩手県信用保証協会に対し、その内容を報告するものとする。なお、取扱金融機関がモニタリング内容の報告を行わなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

第 12　借換えの特例と制限

１　借換保証制度要綱（平成 15 年１月 31 日付け平成 15・01・30 中庁第１号）の定めにかかわらず、次の⑴又は⑵の保証を責任共有制度の対象外（100％保証）となる本貸付における保証で借り換えることができるものとする。

⑴　令和２年１月 29 日以降から本貸付取扱い開始日前日までに貸付実行された責任共有制度の対象となる保証

⑵　責任共有制度の対象となる本貸付の保証

２　次の⑴又は⑵に掲げる場合を除き、他の金融機関扱いの本貸付の保証を本貸付の保証で借り換えることはできないものとする。

⑴　責任共有制度の対象となる本貸付の保証を、責任共有制度対象外（100％保証）となる本貸付の保証で借り換える場合

⑵　法人代表者の連帯保証が付された本貸付の保証を、経営者保証免除対応を適用した本貸付の保証で借り換える場合

第 13　要綱に違反した者等に対する措置

　知事は、貸付の決定を受けた者が、この要綱に違反し、又は知事の指示に従わなかった場合は、貸付決定を取り消すことがある。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

別表　取扱金融機関

県内に所在する次の金融機関とする。

金融機関
普通銀行、信用金庫、株式会社商工組合中央金庫、信用組合、岩手県信用農業協同組合連合会、新岩手農業協同組合、花巻農業協同組合及び大船渡市農業協同組合